

(概要)

上院司法委員会知的財産小委員会の委員長である Tillis 議員(ノースカロライナ州、共和党)は 8 月 10 日、特許制度の改善を勧める書簡¹を USPTO の Iancu 長官に送付した。

改善を勧めた内容は、スタンフォード大学の Lisa Larrimore Ouellette ロースクール准教授及び Heidi Williams 経済学部教授が今年 6 月に公表した政策提言書²に記載されていた以下の 2 点。

1. 仮想の実験データと、実際に得られた記録をより明確に区別することを特許出願人に義務付ける。
2. 特許保有者(patent owners)に関する情報について、誰が保有しているのか、透明性と統一性が高まる様式での情報開示を特許保有者に義務付ける。

議員は書簡の中で、委員会では昨年公聴会を開催して特許適格性の問題に取り組んだが³、法改正についてステークホルダーの合意が得られなかったと述べた上で、今回の 2 点は USPTO で適用できるだろうとしている。

(今後の展開等)

2 点とも義務化するには様々な検討が必要であると考えられ(例えば 1 点目は裁判例との整合など)、また、議員単独の動きでもあることから、現時点での実現可能性は高くないと考えられる。

書簡では、より重要である特許適格性の問題について、委員会で速やかに法案をまとめるのは難しいことが示唆されている点が、現状の再確認として分かりやすい。

(以上)

¹ <https://ipo.org/wp-content/uploads/2020/08/Tillis-ltr-re-USPTO-admin-proposals.pdf>

² P.9～13 に今回の 2 点が記載されている。なお、P.13 以降に 3 点目の提言として医薬品の特許権の存続期間延長制度の充実についても記載されているが、議員の書簡では言及されていない。
https://www-cdn.law.stanford.edu/wp-content/uploads/2020/06/Ouellette_Williams_LO_6.16_FINAL.pdf

³ https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/us/2019/20190605.pdf
https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/us/2019/20190612.pdf